

森林認証材の供給の推進について

平成29年2月

林野庁

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設等の整備主体における木材の調達基準等について

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)

①対象施設:新国立競技場

②木材調達の考え方

【新国立競技場整備事業 業務要求水準書】(平成27年9月)(抜粋)

第1章 総則 第5節 適用基準等

1. 本事業の実施に当たっては、関係法令等によるほか、【添付資料2】「適用基準等一覧」((5)参考資料を除く。)に掲げる基準等を適用する。

【添付資料2】適用基準等一覧(抜粋)

- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成27年3月変更閣議決定)
- ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)

【新国立競技場整備事業 技術提案書】(平成27年12月)(抜粋)

(大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体)

- ・ 選定する木材は、森林認証を得た森林から調達を行います。

東京都

①対象施設:大会後も使用される恒久施設(例:有明アリーナ、選手村(宿泊棟))

②木材調達の考え方

【第3回2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム】(平成28年7月)(東京都資料 抜粋)

- ・ 施設に使用する木材については、認証制度等を活用し、合法性や持続性が証明された材料を使用。
- 先行して発注した3施設について、使用する木材は、認証等を取得した材料とするよう、要求水準書で規定(FSC、PEFC、SGEC、多摩産材認証、CoC等)

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

①対象施設:大会のみに使用される仮設施設(例:有明体操競技場、選手村(オリンピックビレッジプラザ))

②木材調達の考え方

【持続可能性に配慮した木材の調達基準<ポイント>】(平成28年6月13日)(抜粋)

- 組織委員会は、持続可能性の観点から、以下の①～⑤を満たす木材の調達を行う。
(再使用する型枠については最低①を満たすこと。)

- ① 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
- ② 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来すること
- ③ 伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること
- ④ 伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること
- ⑤ 伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること

- FSC、PEFC、SGECによる認証材については、①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。

- 上記の認証材でない場合には、①～⑤に関する確認が実施された木材であることが証明されなければならない。(デュー・ディリジェンスの実施)

参考:最近のオリンピック・パラリンピックでの木材調達事例

- ・ 建築資材(構造材、内装材等)
- ・ 備品 (テーブル、ベンチ等)
- ・ その他(表彰台、競技器具等)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた 国産材の供給体制の構築について

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、様々な木材の調達基準があるが、認証材であれば原則OK。
- 認証材を供給するためには、山側で認証を取得し、認証森林から木材を産出する必要。
- さらに、最終的に認証材として扱われるためには、サプライチェーンの川中を担う木材の加工・流通業者等が認証事業者となっている必要。
- オリンピック・パラリンピック需要に着実に応じられるよう、認証林及び認証事業者が十分に揃っているか、十分点検して下さい。

森林認証取得ガイド 【森林所有者向け】

森林認証は、あなたの森林管理の確かさをアピールするツールです。

- 国際性を有する基準にもとづいて、適切な森林管理であることが認証されます
- 認証の基準は環境・社会・経済の3つの側面における適切さです*
- 環境配慮だけでなく、合法木材であることやトレーサビリティの証明としても利用できます

国際的にも違法木材に対する規制や、破壊的な林業を拒否する動きが高まっています。あなたの森林管理が国際性を有する基準に照らして適切であることを証明することは、今後の林業・木材産業の発展に有効な取組と考えられます。

また森林認証はご自身の森林管理（経営）をさらに改善するためのツールでもあります。認証基準に照らして森林管理（経営）を見直すことで、森林資源の持続性だけでなく、労働者の雇用・安全、森林環境の改善、社会的な貢献度をより向上することができます。

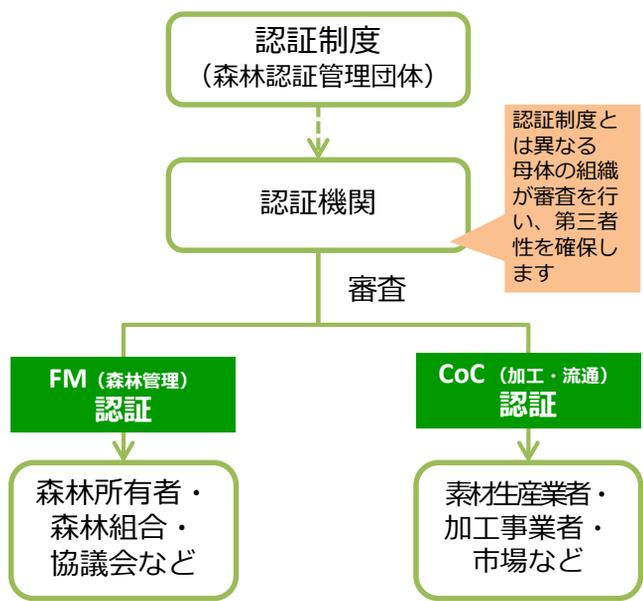
*認証の基準や目的等は各認証制度により異なります。
詳細については各認証制度のホームページ等をご確認ください。

森林認証とは？

森林認証は、独立した第三者機関（認証機関）が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林または経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組みです。

森林認証制度は、森林管理を認証する「森林管理（FM: Forest Management）認証」と、認証森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証する「CoC（Chain of Custody）認証」で構成されます。これらの構成はFSC®、SGEC及びPEFCのいずれの認証制度も共通です。

森林管理（FM）認証とCoC認証

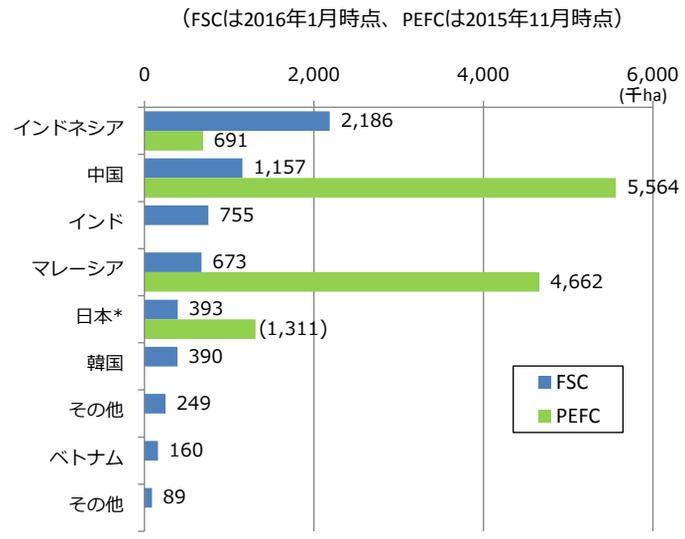


世界・国内の現状

海外では欧米を中心に森林認証が普及してきました（下表）。この背景には、木材や紙パルプの国際貿易において、輸出事業者が輸出先に対し、自社の木材・紙パルプが持続可能性のある原材料であることを証明する必要があったためです。日本の認証森林面積は他国に比べて少なく、森林認証の取組にはまだまだ余地があるといえます。

FSC		PEFC	
1位	カナダ	カナダ	123,699
2位	ロシア	アメリカ合衆国	33,095
3位	アメリカ合衆国	フィンランド	17,583
4位	スウェーデン	スウェーデン	11,355
5位	ベラルーシ	オーストラリア	10,400
...
	日本	日本*	(1,311)
	世界全体		267,051

アジアにおける認証森林の面積



* 日本のPEFCの認証森林面積は2016年1月現在のSGECの認証森林面積を記載

認証取得の必要性

経済のグローバル化が進み、かつ木材の国際市場が成熟する中で、公正性を満たした木材調達がルール化されるようになりました。このため、違法伐採ではなくかつ再造林の実施までをカバーした、持続可能に管理された森林から産出される木材の調達が求められています。その最たる例が近年のオリンピック・パラリンピック施設における認証材の利用です。2010年のバンクーバー大会から施設における認証材導入が進められています。

川下事業者との連携、ビジネスチャンスの拡大に

公共建築や商業施設での木材利用が推進されているほか、国内の森林資源が充実してきた中で海外への木材輸出が注目を集めている中、現在、欧米を中心に海外では森林認証の取得がビジネスを行う上での前提になっている国もあります（認証を取得していないことで逃すビジネスチャンスもあります）。このため、森林認証をツールとして、川下事業者と連携し、認証材の供給体制を構築することが新しいビジネスチャンスにつながる可能性を大きくすると考えられます。

認証取得に向けたステップ

森林管理（FM）認証取得までの流れ

下記はFM認証取得までの一般的な流れを示したものです。

特に、多数の森林所有者をまとめたグループで認証を取得するケース（グループ認証）を想定してまとめています。グループ認証であれば、所有者1人あたりの認証審査費用が比較的安価に抑えられるメリットもあります。

なお、1者で認証を取得することももちろん可能ですし、認証取得の流れは下記とほぼ同様です。

1 地域での協議、合意形成

同じ地域内で森林認証の取得に向けた合意形成を行きましょう。

1人の所有者・事業体でも認証取得は可能です。

認証取得後の販売先や販売方法も検討しましょう。

2 認証機関への問い合わせ

認証機関に問い合わせをし、認証取得に向けた見積を依頼します。

3 認証機関の決定・契約

見積金額等を踏まえ、認証機関を選定し、契約します。

4 審査準備

必要に応じてコンサルティング機関の指導を受けながら、審査に必要な書類の準備、体制づくりを行います。

森林経営計画の他、各種既存資料の活用が可能です。

5 認証機関による事前審査

書類審査と現場審査からなる、事前審査を受けます。

審査時に改善要求が指摘された場合には、適宜対応します。

6 認証機関による本審査

認証機関による本審査を受けます。

審査時に改善要求が指摘された場合には、適宜対応します。

7 認証機関による認証（書）発行

本審査の結果を踏まえ、認定機関が定める森林管理の基準を満たしていると判断された場合、認証機関より認証（書）が発行されます。

8 年次監査・更新審査

認証は5年間有効です。ただし、認証機関による年次監査を行い、森林認証管理団体の定める基準を遵守しているか確認します。

認証取得の審査に向けた準備 （森林認証を通じた森林管理のレベルアップ）

FM認証を取得する際のポイントは、森林環境に配慮する点はもちろんのこと、日頃の施業についてのマニュアルなどの文書化です。場合によっては新規に作成する必要もありますが、森林管理計画については森林経営計画を、作業道の作設指針や生物多様性保全の施業マニュアルについては既存資料をそれぞれ活用した事例もあります。その他、森林所有者等との覚書・同意書の取り交わし（特にグループ認証）、従業員への教育訓練、計画・規程が遵守されているかどうかを確認する体制づくりが必要です。

認証取得・活用のポイント

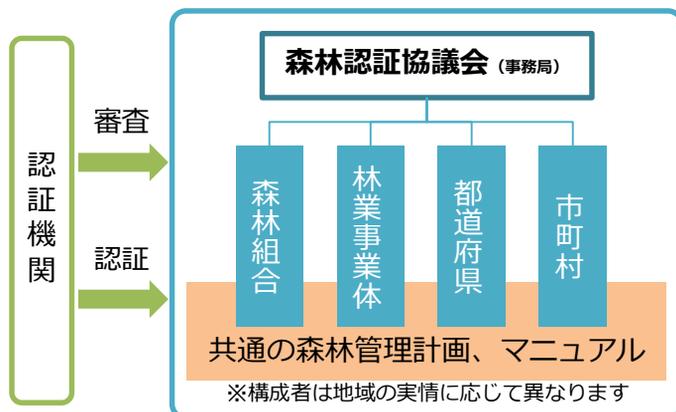
グループ認証の活用

グループ認証とは、複数の所有者や事業者などが1つのグループとなって認証を取得する方法です。グループの構成員で認証費用を分割することができます。

日本国内でも、協議会やネットワーク団体といった任意団体が地域単位で立ち上げられ、森林管理認証を取得しています。

NPO法人が主体となった例もあります。

グループ認証（イメージ）

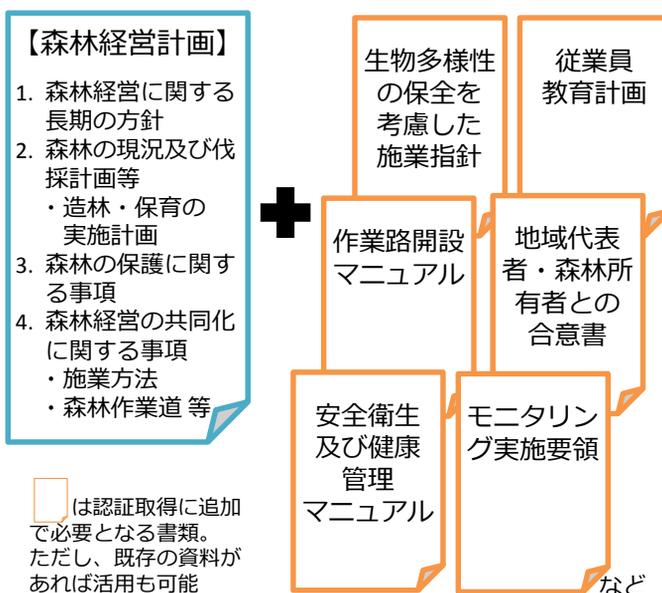


森林経営計画の活用

既存の森林経営計画をベースにした認証取得も可能です。地方公共団体（都道府県や市町村）やコンサルタントなどの支援を受けつつ、認証の原則と基準に対応した書類を整えます。

特に、複数の所有者による森林経営計画の作成にあたっては、森林情報の収集や森林所有者との合意形成が基盤となります。

森林経営計画をベースとした書類の整備（イメージ）



CoC認証取得事業者の拡大と、認証材供給体制の構築

山側だけで認証を取得するだけでは、認証森林から産出される木材を認証材として消費者に届けることはできません。

地域の素材生産業者や製材業者、工務店などにも働きかけてCoC認証を取得し、認証材を販売する体制を地域一体となって作りましょう。

もっと詳しく知りたい方は...

認証制度

平成28年3月現在

FSC（特定非営利活動法人日本森林管理協議会）

〒160-0023東京都新宿区西新宿7-4-4武蔵ビル5F TEL:03-3707-3438

SGEC（一般社団法人緑の循環認証会議）

〒100-0014東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル4F TEL:03-6273-3358

PEFC（特定非営利活動法人PEFCアジアプロモーションズ）

〒162-0801東京都新宿区山吹町4-7新宿山吹町ビル302号 TEL:03-3513-0291

森林経営計画など

林野庁森林整備部計画課（全国森林計画班）

代表：03-3502-8111（内線6144）

森林認証取得ガイド 【木材産業者向け】

森林認証は「社会」「経済」「環境」の3つを同時に担保する認証です！*

こんなときに利用できます！

- 木材輸出を目指す際に
- 環境意識の高いビルダーや住まい手さん向けに
- 企業の社会貢献のアピールに
- 森林から木材、木材から住宅・家具・紙までの垂直連携のツールに

森林認証のロゴマークが商品に表示されることで、適切な森林管理がなされた木材や製品を消費者が選択することができます。森林認証に取り組むことで、地域の適切な森林管理を後押しする大きな役割を担うことに貢献します。

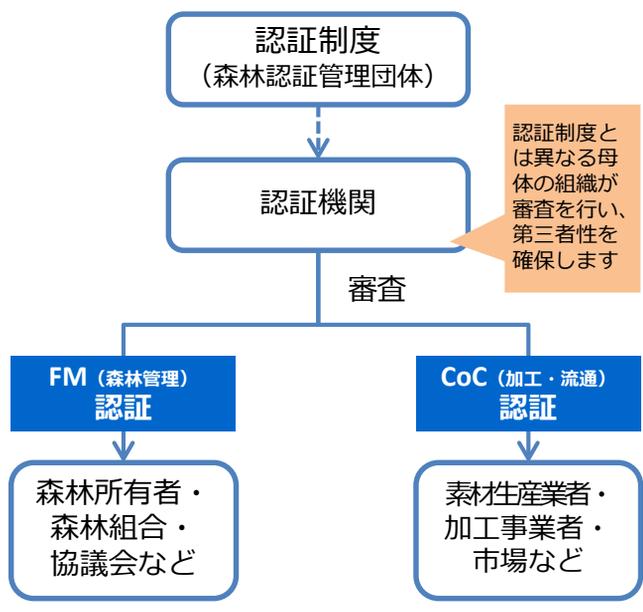
*認証の基準や目的等は各認証制度により異なります。
詳細については各認証制度のホームページ等をご確認ください。

森林認証とは？

森林認証は、独立した第三者機関（認証機関）が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林または経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組みです。

森林認証制度は、森林管理を認証する「森林管理（FM: Forest Management）認証」と、認証森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証する「CoC（Chain of Custody）認証」で構成されます。これらの構成はFSC®、SGEC及びPEFCのいずれの認証制度も共通です。

■ 森林管理（FM）認証とCoC認証



■ 世界・国内の現状

海外では欧米を中心に森林認証が普及してきました（右表）。この背景には、木材や紙パルプの国際貿易において、輸出事業者が輸出先に対し、自国の木材・紙パルプが持続可能性のある原材料であることを証明する必要があったためです。現在、日本の認証森林面積は限られています。CoC認証取得件数はアジアでも中国に次いで2位です。製紙・印刷を主体に認証が取得され、世界全体でも上位を位置します。

■ 世界の森林認証の取得状況

(FSCは2016年1月時点、PEFCは2015年11月時点)

	FSC		PEFC	
	認証森林面積 (千ha)	CoC認証件数	認証森林面積 (千ha)	CoC認証件数
北米	66,172	3,699	156,794	439
ヨーロッパ	88,549	15,802	83,973	8,919
オセアニア	2,683	440	10,400	257
アフリカ	7,385	168	0	5
中南米	13,457	1,609	4,968	771
アジア	8,164	8,083	10,917	916
- 日本	393	1,046	0	191
			(1,311)	(350)
計 (世界全体)	186,410	29,801	267,051	10,702

※日本の括弧内の値はSGECの認証森林面積及びCoC管理事業体数（2016年1月現在）

■ 認証取得によって期待されるメリット

木材産業者にとって、CoC認証の取得は次のようなメリットがあると考えられます。

- 商品**
 - グリーン購入法に適合した商品として販売できます
 - 商品にロゴマークを表示できます
- 流通**
 - 製品の管理・識別を強化できます
 - 認証材を求める顧客の開拓や、認証材市場に参入することができます
- 広告**
 - 適切な森林管理の推進に貢献でき、その取組を外部に発信できます
 - 企業のイメージの向上につながります

■ 認証の活用によって事業リスクの低減が可能

森林認証制度の登場以来、企業の社会的責任の観点から森林認証が活用されてきましたが、今後はこうした活用も維持しつつ、事業リスクを低減するために積極的に活用することが期待されます。

製材会社、製紙会社、住宅メーカー、印刷事業者などの林業に関連する事業者にとって低減が期待される事業リスクとして次のものが考えられます。

- ① 調達木材が違法伐採された木材であるリスク
- ② 合法性やトレーサビリティのない木材を使用することで、企業の評判を下げるリスク
- ③ 海外の情勢変化により材料調達が停止あるいは減少するリスク
- ④ 国際市場に日本産木材が輸出できなくなるリスク など

森林認証材の供給体制の構築

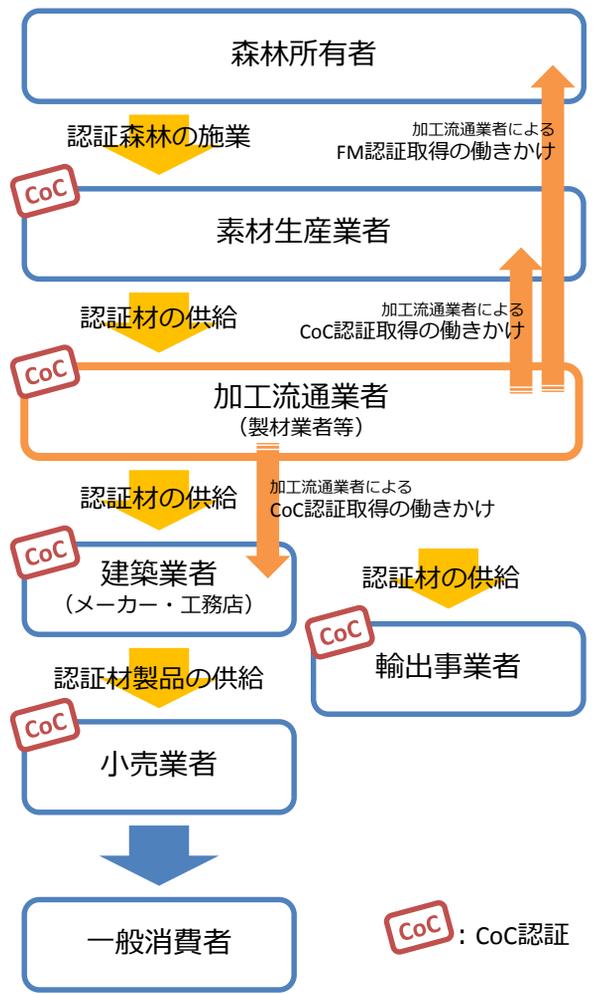
垂直連携により川上の森林認証取得を拡大

森林認証の強みは、①持続可能性・合法性をもっていること、②計画に基づいた安定供給が可能となること、③海外の認証材市場への輸出可能性を持っていることが挙げられます。

こうした強みを活用する観点から、サプライチェーンの川中を担う加工流通業者（例えば製材業者等）が中心となって、森林認証制度を基盤とした供給体制を構築するモデルが考えられます（右図）。

このモデルでは、森林所有者や素材生産業者は、木材の納入先の加工流通業者（製材業者等）が中心となった認証グループに参加し、認証された森林管理計画に基づいて木材を生産し、計画的な納入を行います。
 これによって、加工流通業者（製材業者等）は、川上から合法性やトレーサビリティが証明された認証材を安定的に確保することができます。つまり原材料調達リスクを回避することができます。また、認証の取組を通じて、地域の森林管理が一段とレベルアップします。

森林認証による垂直連携の一例（モデル）



川下にも認証取得を働きかけ、認証材の最終製品化を強化

認証材は、個人向けの住宅はもとより、公共建築や商業施設での木材利用において、アピールすることが可能となります。このためには、顧客のニーズに応えられるように認証材を最終製品として供給できるようCoC認証の取得が必要です。

CoC認証取得までの流れ

木材産業者を中心としたグループ認証を進める場合、次のようなステップが一例として考えられます。



認証取得・活用のポイント

グループ認証の活用

グループ認証とは、中小規模の企業や組織が1つのグループとなって認証を取得する方法です。複数の法人で構成されるため、各法人の負担が軽減され、認証に取り組みやすくなります。認証制度によってグループ認証の要件が異なりますので詳細をご確認ください。

森林経営計画の活用

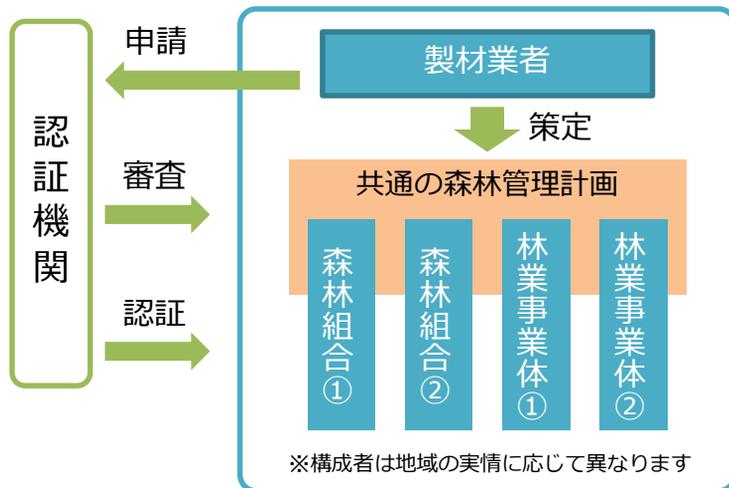
既存の森林経営計画をベースにした認証取得も可能です。地方公共団体（都道府県や市町村）やコンサルタントなどの支援を受けつつ、認証の原則と基準に対応した書類を整えます。

特に、複数の所有者による森林経営計画の作成にあたっては、森林情報の収集や森林所有者との合意形成が基盤となります。

CoC認証・管理のポイント

CoC認証の管理のポイントは、材料の調達段階では認証材であることを文書で確認することです。また製造段階では識別管理がポイントになります。最後に販売段階では、ロゴマークの適切な使用が求められます。

製材業者を中心としたグループ認証（イメージ）



調達

- 調達先がCoC認証取得者であること
- 調達先から発行される証票に認証材であることが明示されていること

製造・識別

- 認証材と非認証材が混ざらないように識別管理され、販売先まで追跡可能であること
- スタッフの教育及び内部監査が実施されていること

販売

- 認証材製品であることを証票に明示すること
- ロゴマークをつける場合は森林認証管理機関に使用の承認を得て、適切に使用すること

文書化

- 管理手順が文書化されていること
- 関連記録が保管されていること

もっと詳しく知りたい方は...

認証制度

平成28年3月現在

FSC（特定非営利活動法人日本森林管理協議会）

〒160-0023東京都 新宿区 西新宿7-4-4武蔵ビル5F TEL:03-3707-3438

SGEC（一般社団法人緑の循環認証会議）

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル 4F TEL:03-6273-3358

PEFC（特定非営利活動法人PEFCアジアプロモーションズ）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町4-7新宿山吹町ビル302号 TEL:03-3513-0291

森林経営計画など

林野庁森林整備部計画課
（全国森林計画班）

代表：03-3502-8111（内線6144）

木材加工・流通など

林野庁林政部木材産業課
（流通班）

代表：03-3502-8111（内線6102）